

推薦用紙（皆野町農業委員会の委員）

記入日：令和_____年_____月_____日

皆 野 町 長

推薦をする者（法人又は団体に限る。）の名称

.....

次のとおり、皆野町農業委員会の委員候補者について推薦をします。

1 推薦をする者（法人又は団体）

(1) 目的

(2) 代表者又は管理人の氏名

(3) 構成員の数

(4) 構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項

.....

(5) 本店又は主たる事務所の所在地（連絡先電話番号 - -）

.....

2 推薦を受ける者（委員になろうとする者）

(1) 氏名（ふりがな.....）

(2) 住所（連絡先電話番号 - -）

.....

(3) 職業、年齢及び性別 ・満.....歳・.....

(4) 経歴及び農業経営の状況

.....

(5) 認定農業者等であるか否かの別

(6) 皆野町農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者について、候補者の推薦を受けているか（募集に応募しているか）否かの別

3 推薦をする理由

.....

.....

4 推薦を受ける者の承諾の有無

.....

別紙

推薦承諾書（皆野町農業委員会の委員）

記入日：令和_____年_____月_____日

推薦をする法人又は団体の名称

その代表者又は管理人の氏名

私は、上記の者が私について皆野町農業委員会の委員候補者に推薦をすることを承諾します。

また、私は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の目的及び皆野町農業委員会が所掌する事務について、その趣旨を理解しています。

なお、私は、次のいずれにも該当しない者であることを申し立てます。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

推薦を受ける者（委員になろうとする者）の氏名（自署）

.....

(留意事項) 必ずお読みください。

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」といいます。)の目的

この法律は、「農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るため、農業委員会の組織及び運営並びに農業委員会ネットワーク機構の指定等について定め、もって農業の健全な発展に寄与すること」を目的としています。(法第1条)

農業委員会が所掌する事務(必須事務)

農業委員会が処理をする事項には、主に次のものがあります。(法第6条)

- ・ 農地法(昭和27年法律第229号)その他の法令によりその権限に属させられた農地等の利用関係の調整に関する事項

農地等：農地(耕作の目的に供される土地)又は農地以外の土地で、主として耕作若しくは養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの

- ・ 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成25年法律第81号)によりその権限に属させられた事項

- ・ 土地改良法(昭和24年法律第195号)その他の法令によりその権限に属させられた農地等の交換分合及びこれに付随する事項

- ・ 農地等の利用の最適化の推進に関する事項

農地等の利用の最適化の推進：農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保の促進

農業経営の規模の拡大の促進

耕作の事業に供される農地等の集団化の促進

農業への新たに農業経営を営もうとするとする者の参入の促進

等による農地等の利用の効率化及び高度化の促進

委員の任命等

1 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、町長が、議会の同意を得て、任命します。(法第8条第1項)

2 次のいずれかに該当する者は、委員になることができません。委員になった後に、これらのいずれかに該当した場合は、委員の職を失います。

(法第8条第4項・法第12条)

- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

3 委員の身分は、非常勤特別職の地方公務員です。(法第4条第2項)

4 委員の任期は、3年です。ただし、補欠により委員となった場合は、他の委員と同じ任期までとなります。(法第10条第1項)

(推薦用紙に記入する上での留意事項) 必ずお読みください。

- 1 この「推薦用紙」は、農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号。以下「施行規則」といいます。）第5条第1項の規定に基づき提出しなければならない書類の例です。皆野町農業委員会の委員候補者について推薦をするときは、この「推薦用紙」に記入して、提出してくださるようお願いします。
- 2 記入する上で留意していただく事項は、次のとおりです。

1 (1) について

定款その他の基本約款（規約及び寄附行為を含みます。）で定められた目的を記入してください。

なお、目的を記入することに替えて、定款その他の基本約款の写しを添付することができます。この場合は、「別紙定款（規約、寄附行為）の写しのとおり」と記入してください。

1 (4) について

推薦を受ける者が推薦をする法人又は団体の構成員である場合には、その推薦をする法人又は団体における地位（職名）及び活動内容（職務内容）を記入してください。ただし、推薦を受ける者が皆野町農業委員会の委員になった後、委員の任期中に推薦をする法人又は団体の構成員でなくなった場合でも、委員の職を失うことはありません。

推薦を受ける者が推薦をする法人又は団体の構成員ではない場合には、「構成員ではない」と記入してください。

2 (4) について

記入することに替えて、「経歴及び農業経営の状況に関する書面」を作成して、これを添付することができます。ただし、この書面には、「推薦をする者の名称」及び「推薦を受ける者の氏名」を、必ず記載してください。

この書面を添付する場合は、推薦用紙に「別紙経歴及び農業経営の状況に関する書面のとおり」と記入してください。（用紙は、A4サイズの白地の紙で、横書きとします。）

2 (5) について

推薦を受ける者が認定農業者等である場合は、「認定農業者等である（〇〇）」と記入してください。（〇〇）には、次の認定農業者等の具体的な名称を記入してください。

認定農業者等の具体的な名称

認定農業者（個人） 認定農業者（法人役員） 認定農業者（法人使用人）

認定農業者：農業経営基盤強化促進法第13条第1項に規定する認定農業者をいいます。

推薦を受ける者が認定農業者等ではない場合は、「認定農業者等ではない」と記入してください。ただし、認定農業者等以外の農業者に該当する場合は、その具体的な名称を、かっこ書き（△△）にして記入してください。

認定農業者等以外の農業者：施行規則第2条第1項各号に掲げる者をいいます。

(推薦用紙に記入する上での留意事項 (続き))

2 (6) について

「候補者の推薦を受けている (いない)」又は「募集に応募している (いない)」と記入してください。

なお、皆野町農業委員会の委員について、候補者の推薦をする (募集に応募する) ことと同時に、同委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員について、候補者の推薦をする (募集に応募する) ことができることになっていますが、委員は、推進委員を兼ねることができません。 (法第18条第5項)

3 について

推薦をする理由を記入することに替えて、「推薦理由書」を作成して、これを添付することができます。ただし、この推薦理由書には、「推薦をする者の名称」及び「推薦を受ける者の氏名」を、必ず記載してください。

この推薦理由書を添付する場合は、推薦用紙に「別紙推薦理由書のとおり」と記入してください。(用紙は、A4サイズの白地の紙で、横書きとします。)

4 について

推薦を受ける者が推薦を受けることについて承諾している場合は、「有」と記入して、別紙「推薦承諾書」を作成して、これを添付してください。

推薦を受ける者が推薦を受けることについて承諾していない場合(承諾することを確認していない場合を含みます。)は、「無」と記入してください。

- 3 この推薦用紙に記入された内容につきましては、候補者について推薦を求める期間 (提出期間) の中間及びその期間の終了後に、住所及び連絡先電話番号を除き、インターネットの利用その他の適切な方法により、これを公表することになっています。 (法第9条第2項・施行規則第6条)

(推薦用紙の提出) 必ずお読みください。

- 提出期間 令和3年12月 6日 (月) から
令和4年 1月11日 (火) まで
ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日に提出することはできません。
提出書類を受け付ける時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。
- 提出場所 産業観光課
電話 0494-62-1462 (直通)
推薦をする者 (代表者又は管理人) が、直接持参してください。